

特定疾病制度に関する対応の経過報告

特定疾病（マル長）制度をめぐる財政制度等審議会での資料提示を受け、全腎協では、透析患者の治療継続に重大な影響を及ぼしかねない問題であると受け止め、直ちに対応を進めてきました。これまでの経過について、下記のとおり報告します。

1. 財政制度等審議会財政制度分科会での資料提示

4 月 28 日に開催された財政制度等審議会財政制度分科会において、人工透析患者等を対象とする特定疾病制度について、制度創設から長期間が経過していること、他疾患の患者との公平性、負担能力に応じた負担などの観点から、「見直しの必要性を含め検討していくべきではないか」とする資料が示されました。

また、この資料には、日本透析医会と全腎協が共同で実施した「2021 年度血液透析患者実態調査」の結果が引用され、透析医療費の負担について「考える必要がある」と回答した患者が約 75%であったことから、当事者の多くも医療費負担の分かち合い・支え合いの在り方に問題意識を持っているとの解釈が記載されました。

しかし、この調査の設問は、透析医療費の負担について患者自身も考える必要があるかを尋ねたものであり、患者の自己負担の引上げや特定疾病制度の見直しについて賛否を尋ねたものではありません。

2. 全腎協の対応

全腎協では、4 月 28 日の資料が示された直後から内容を確認し、特定疾病制度の見直しにつながる議論と、調査結果が設問の趣旨を超えて解釈されている点について対応が必要と判断しました。

その後、現行の自己負担上限を維持することを求める意見書を取りまとめ、CKD 議連を通じた働きかけを進めました。

3. 厚生労働副大臣へ意見書を手交

7 月 15 日、全腎協は仁木博文厚生労働副大臣に、特定疾病制度に関する意見書を直接手交し、特定疾病制度が透析患者の治療継続に欠かすことのできない制度であることを説明し、現行の自己負担上限を維持するよう要望するとともに、財政制度等審議会の資料で引用された「2021 年度血液透析患者実態調査」の結果についても説明しました。

仁木副大臣からは、厚生労働省としては、現時点において特定疾病制度の見直しは想定していない旨の説明があり、アンケート結果について「ミスリードのないようにしたい」との考えが示されました。

4. 見解の公表

「2021 年度血液透析患者実態調査」の問 7 の回答結果が、4 月 28 日の財政制度等審議会財政制度分科会の資料に続き、6 月 26 日の財政制度等審議会の建議「人口減少と不確実性の時代における国力の強化と財政運営」においても再び引用されたため、全腎協では、調査結果が設問の趣旨を超えて解釈され、患者負担増や特定疾病制度の見直しの根拠として受け取られることがないよう、回答結果の解釈に関する見解を取りまとめました。

7 月 24 日、日本透析医会から、本見解を全腎協ホームページで公表することについて了承を得ました。

5. 今後の対応

今後も、特定疾病制度をめぐる動向を注視し、患者が安心して透析治療を継続できるよう、必要な対応を行ってまいります。

以上